・*あなたの所有する船舶 を*
適正に保管できていますか？

・*使わなくなった船舶 を*
そのままにしていませんか？

～ 秩序ある水域利用の実現に向けて ～

県内の **放置船舶 ゼロ** を目指し、
「放置艇対策の基本方針」 に沿った
新たな取組 が スタート します！



船舶 の **登録**、**保管**、**処分** は、**あなたの責任** です。
適正 に 行いましょう！

岡山県プレジャーボート対策推進会議

岡山県、岡山河川事務所、岡山運輸支局、岡山市、倉敷市、玉野市、
笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、海上保安部、県警察

総トン数20トン未満のプレジャーボート等については、
小型船舶登録法 に基づく、新規、移転、変更、抹消 の
登録を確実 に！

小型船舶登録法　小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）

内容	**登録の一般的効力** 第3条 小型船舶は、小型船舶登録原簿に登録を受けたものでなければ、これを航行の用に供してはならない。 （以下 略） **抹消登録** 第12条 登録小型船舶の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣に対し、抹消登録の申請をしなければならない。 1　当該船舶が滅失し、沈没し、または解撤されたとき。 2　当該船舶の存否が３箇月間不明になったとき。 3　当該船舶が小型船舶でなくなったとき。 （以下 略） **打刻の塗抹等の禁止** 第17条 何人も、船体識別番号等の打刻を塗抹し、その他船体識別番号等の識別を困難にする行為をしてはならない。（以下 略）	**罰則**	**登録せずに航行した者** 第36条 6月以下の懲役または30万円以下の罰金 **抹消登録の申請をせず、または虚偽の申請をした者** 第37条 30万円以下の罰金 **船体識別番号等の打刻を塗抹し、その他船体識別番号等の識別を困難にする行為をした者** 第35条 1年以下の懲役もしくは30万円以下の罰金、またはこれらの併科

詳しくは、日本小型船舶検査機構のホームページをご確認ください。
ＵＲＬ：https://jci.go.jp/　　**ＱＲコードはこちら →**

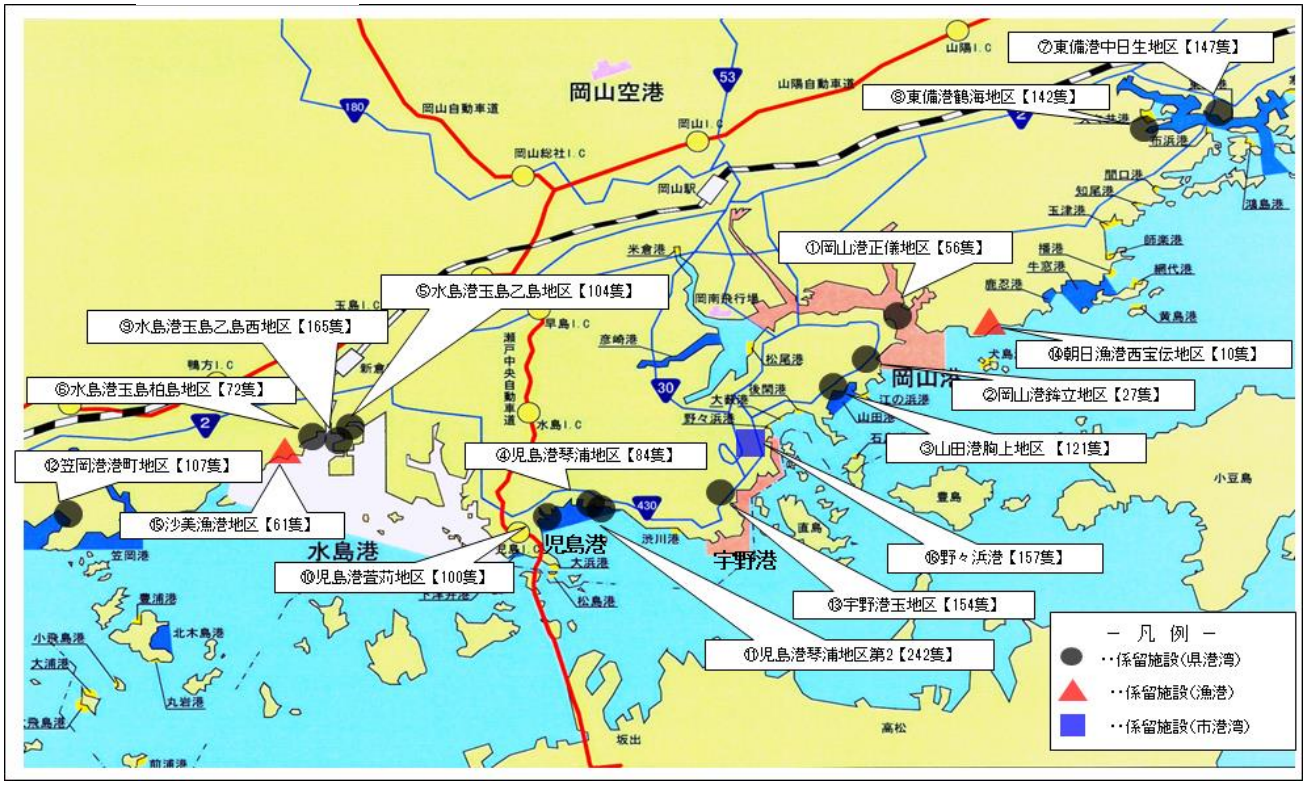
日本小型船舶検査機構　岡山支部
☎：086-200-1780

所有する船舶 は、自身の所有地での陸上保管 のほか、
民間マリーナ や 県 小型船舶係留施設 などで 適正に保管
しましょう！

民間マリーナ についての情報は、一般社団法人 日本マリン事業協会 や 一般社団法人 日本マリーナ・ビーチ協会 の ホームページなどで ご確認ください。

県 小型船舶係留施設 については、県港湾課ホームページを ご確認ください。

ＵＲＬ：https://www.pref.okayama.jp/page/detail-17494.html
ＱＲコードはこちら ↓



県 小型船舶係留施設　位置図

今後、不足している収容能力を向上させるための取組も進めます。

船舶の適正な処分方法 として、県では、
「ＦＲＰ船リサイクルシステム」の活用を推奨しています。
最後まで責任を持って、適正な方法で処分しましょう！

「ＦＲＰ船リサイクルシステム」の活用

最寄りの登録販売店などにご相談ください。

岡山県内の「ＦＲＰ船リサイクルシステム」登録販売店一覧

業者名	住所（所在地）	連絡先電話番号
ヤンマー舶用システム(株)（岡山営業所）	岡山市中区藤崎568番地の16	086-274-0585
(株)岡山マリン・ボートセンター	岡山市中区江崎86番地の5	086-276-2121
(株)岡山マリン・ボートセンター（マリーナ岡山）	岡山市南区郡八幡山2番地	086-267-3311
(株)岡山マリン・ボートセンター（宮浦マリーナ）	岡山市南区宮浦字大浜681番地の1	086-267-3939
筒井鉄工所	笠岡市横島1650	0865-67-0381
備讃ヤンマー(株)	倉敷市児島駅前三丁目33番地	086-472-8101
倉敷ヤンマー(株)	倉敷市玉島1274番地の1	086-522-5105
(株)オバタボート	倉敷市玉島阿賀崎2438番地の4	086-526-7557
(株)オバタボート（オバタマリーナ）	倉敷市玉島乙島亀の首49番地の63	086-522-5505
(株)ナスボート　牛窓マリーナ	瀬戸内市牛窓町牛窓4180番地	0869-34-2498
ニシナマリン	瀬戸内市牛窓町牛窓6449番地の1	0869-34-2511
(株)マリンアクセス大栄	玉野市胸上1810番地	086-341-1467
(有)川﨑商会（日生マリーナ備前店）	備前市浦伊部刎ケ鼻1183番地の2	0869-63-2300
東洋マリーン(株)	備前市西片上1365番地の15	0869-63-0153
(有)川﨑商会（日生マリーナ）	備前市日生町寒河38番地	0869-74-0500
東備ヤンマー(株)	備前市日生町日生241番地の128	0869-72-2345

詳しくは、一般社団法人 日本マリン事業協会 のホームページをご確認ください。
ＵＲＬ：http://www.marine-jbia.or.jp/
ＱＲコードはこちら →

ＦＲＰ船リサイクルセンター（同協会内）
☎：03-5542-1202（専用）

岡山県では、今後、隣県の取組と同様 に、
各水域等管理法令に基づく放置等禁止区域の指定 を
進めます！

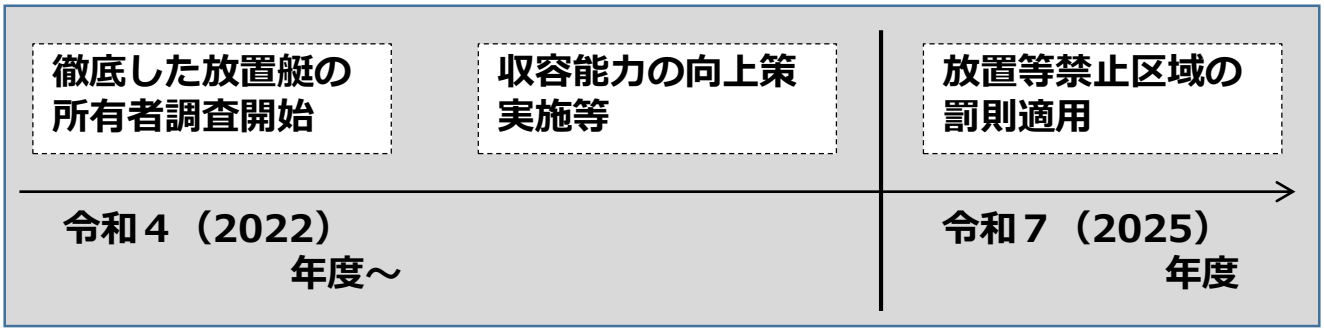
推進会議では、令和７（2025）年度からの法適用 を
目指しており、今後、具体的な検討を進めていきます。

放置等禁止区域に指定されると、
各水域等管理法令に基づく罰則等が適用 されます。

例えば、港湾区域の場合、指定された区域内で、
みだりにプレジャーボート等を捨てたり、
放置（許可を受けず船舶を係留保管すること）すると、

港湾法により、
１年以下の懲役 または ５０万円以下の罰金 に
処されるようになります。

今後の対策概要とスケジュール【予定】



令和４年度から、県内の水域管理者等の関係者が協力し、
徹底した 放置艇の所有者調査 を実施します。

不法係留（放置）を行う所有者は、
廃棄物処理法、海洋汚染防止法 の対象 となる場合があります。

廃棄物処理法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）			
内容	**投棄禁止** 第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。	**罰則**	**投棄した者** 第25条 5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれらの併科 （法人は 3億円以下の罰金）

海洋汚染防止法 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）			
内容	**船舶等の廃棄の規制** 第43条第1項 何人も、船舶等を海洋に捨ててはならない。（以下 略）	**罰則**	**船舶等を捨てた者** 第55条 1,000万円以下の罰金

船舶は、所有者の責任 で、適正に 登録・保管 ！
使わなくなった船舶 は、そのまま放置せず、適正に 処分 ！

岡山県プレジャーボート対策推進会議

事務局： 岡山県 土木部 港湾課
所在地： 岡山県 岡山市 北区 内山下 2-4-6
ＵＲＬ： https://www.pref.okayama.jp/page/760985.html
連絡先： 086-226-7486

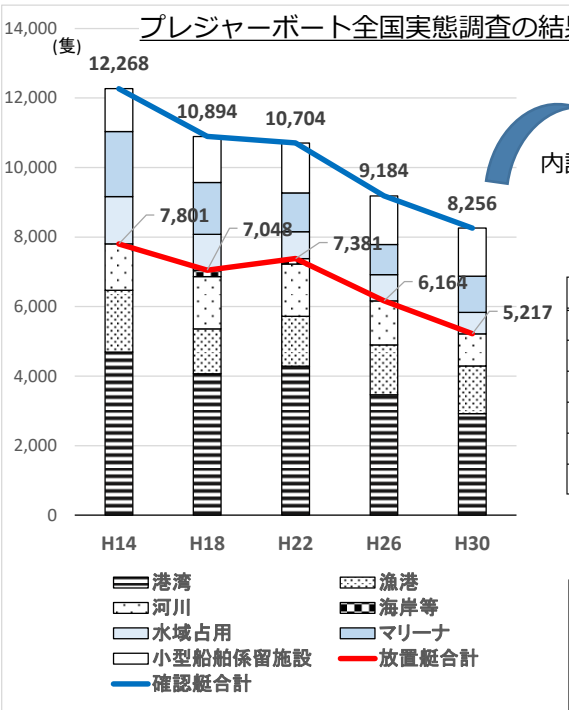
（参考）秩序ある水域利用の実現に向けた放置艇対策

１．取組の必要性

◇ 現状

＜ 県内のプレジャーボート隻数とその内訳 ＞

放置艇隻数
全国ワースト２位



内訳

・適正に係留保管していない所有者が多い

＜ 水域別の係留保管状況（Ｈ３０）＞

区　分	放置艇	許可艇	合　計
港湾（単独）	2,918　隻	2,610　隻	5,528　隻
漁港（単独）	1,375　隻	181　隻	1,556　隻
河川（単独）	581　隻	3　隻	584　隻
港湾・河川（重複）	343　隻	245　隻	588　隻
その他（海岸・普通）	-	-	-
合　計	5,217　隻	3,039　隻	8,256　隻

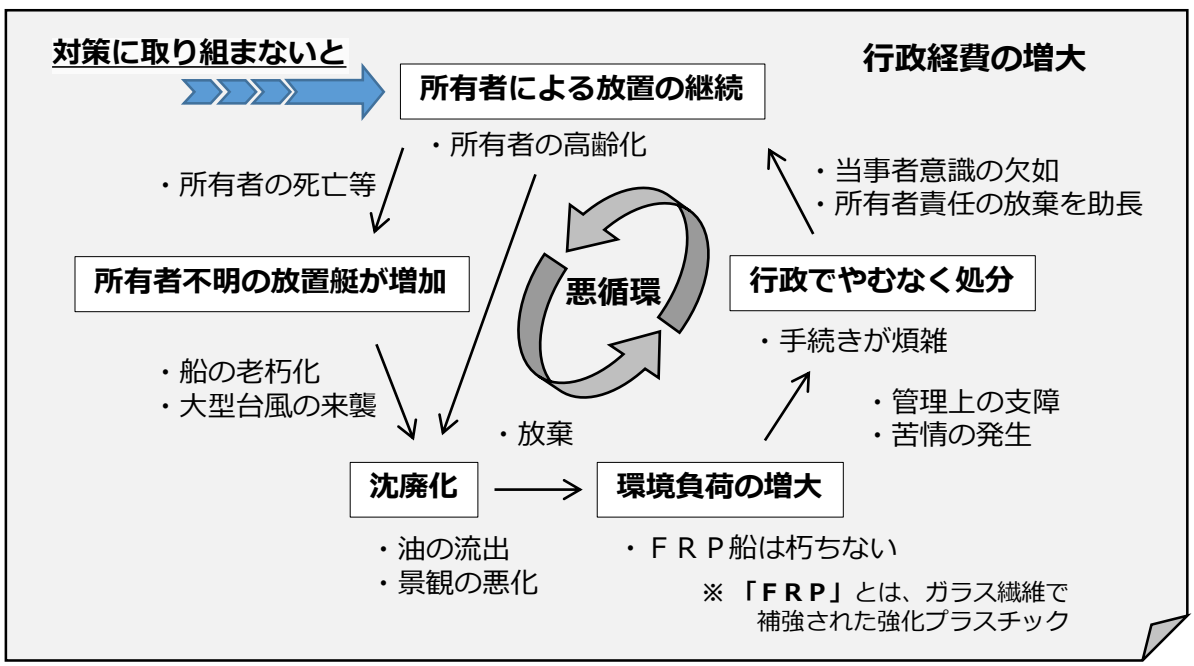
＜ 係留保管施設の情報（Ｈ３０）＞

	収容可能隻数	収容隻数	空き隻数	収容率(%)	備　考
小型船舶係留施設	1,749	1,381	368	79.0	16 施設（県港 13 漁 2 市 1）
民間マリーナ	1,761	1,043	718	59.2	29 施設 (注1)
水域占用許可	755	615	140	81.5	25 施設 (注1)
合　計	4,265	3,039	1,226	71.3	

(注1) 民間マリーナ、水域占用許可については、運営者の協力が得られたもののみ。

＜ 予測されている深刻な事態 ＞

・所有者の高齢化が進む中で、所有者不明の放置艇が増加することによる悪循環



（参考）秩序ある水域利用の実現に向けた放置艇対策

2．課題解決に向けたストーリー（キーワード整理）

これまでの状況 → **これからの主な取組**

あるべき姿
・秩序ある水域利用の実現

放置艇所有者の行動変容
・所有船舶の移動（適正保管）
・不要になった船舶の適正処分

対策が進まない構図

取締りの実施

法的規制の実施

×

収容能力の不足

水域管理者の取組

取締りの実施

廃船処理の促進

適正保管の義務化

規制の強化
・放置等禁止区域の指定

収容能力の向上
・簡易な係留設備の整備
・管理上支障がない水域の有効活用　等

所有者の意識啓発
・放置艇所有者の把握
・取組の啓発、広報
・働きかけ

収容能力向上等の主な取組

・簡易な係留設備の整備	約1,800隻
・水域占用の促進等	約1,200隻
・係留保管施設の稼働率向上	約1,200隻
（うち、民間約700隻、公共約500隻）	
・廃船処理の促進	約1,000隻

民間事業者の協力、参画
・マリーナの稼働率向上
・事業拡大に向けた施設拡充　等

現状（問題点）：放置艇 約5,200隻
・岸壁・水域等（係留場所）の私物化、無秩序化
・荒天時の転覆等による油の流出や景観の悪化
・洪水時における防災上の懸念（水門操作の支障等）

『放置艇対策の基本方針』

取組の主な枠組　：　岡山県プレジャーボート対策推進会議
構成メンバー：港湾、漁港、海岸、河川を管理する国・県・市の関係機関等
（国土交通省・警察・岡山県・関係市町村）